

【裁定委員会】2023年2月8日付け決定

1 懲罰対象者

高等学校バスケットボール部元顧問

2 懲罰の内容

- ・本協会の登録資格を、2023年2月8日（懲罰決定の日）から6か月間停止する。
- ※1年以上の懲罰が相当と考えられるところ、対象者が他団体から既に科されている懲罰期間を考慮した。
- ・併せて研修の受講の義務を科す。

3 懲罰の起算日

2023年2月8日（理事会決定の日）

4 懲罰の理由

本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

- ・所属選手複数名に対する暴力（足の脛を蹴る、おでこを叩く、肩を押す行為）
- ・所属選手複数名に対する不適切行為（叱責して2時間弱立たせる行為）